(g)　「漁獲」とは、次のことをいう。

(i)　漁業資源を実際に探知し、若しくは採捕し、又は探知し、若しくは採捕しようとすること。

(ii)　科学的調査を含むあらゆる目的で、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(iii)　漁業資源の集魚装置又は関連設備（無線標識を含む。）を設置し、探知し、又は回収すること。

(iv)　(g)に規定する活動を補助し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。

(v)　この(g)に規定する活動に関連し、航空機を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における飛行を除く。

(h)　「漁業主体」とは、千九百九十五年協定第一条3に規定する漁業主体をいう。

(i)　「漁船」とは、漁獲のために使用し、又は漁獲することを意図する船舶（母船その他漁獲操業に直接従事する船舶及び転載に従事する船舶を含む。）をいう。

(j)　「国民」には、自然人及び法人の双方を含む。

(k)　「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの協定の対象となる事項に関する権限（当該事項に関しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(l)　「転載」とは、海上であるか港であるかを問わず、漁船内の全部又は一部の漁業資源を他の船舶に積み卸すことをいう。

第二条　目的

この協定は、締約国間の協力を通じて区域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びにこの協定の締約国であり、かつ、区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）のニーズを考慮して、区域における漁業の持続可能な発展を促進することを目的とする。

第三条　適用区域

1　この協定は、緯度線及び子午線に沿って次の点を結ぶ線によって囲まれる区域について適用する。ただし、国の管轄の下にある水域を除く。

北緯十度の緯度線のアフリカ大陸に接する点から東に東経六十五度の子午線との交点まで、そこから南に赤道との交点まで、そこから東に東経八十度の子午線との交点まで、そこから南に南緯二十度の緯度線との交点まで、そこから東にオーストラリア大陸に接する点まで、そこからオーストラリアの海岸に沿ってまず南に、次に東に東経百二十度の子午線との交点まで、そこから南に南緯五十五度の緯度線との交点まで、そこから西に東経八十度の子午線との交点まで、そこから北に南緯四十五度の緯度線との交点まで、そこから西に東経三十度の子午線との交点まで、そこから北にアフリカ大陸に接する点まで

2　この協定の適用上、地表の地点、線又は区域の位置を決定する必要がある場合には、当該位置は、国際地球回転事業が維持する国際地球基準座標系（この座標系は、千九百八十四年の世界測地系（WGS84）と実質的な用途が等しいものである。）を用いて決定する。

第四条　一般原則

締約国は、千九百八十二年条約及び国際法に従って協力する義務を履行するに当たり、特に、次の原則を適用する。

(a)　漁業資源の長期的な保存を確保するため、当該漁業資源の持続可能な利用を考慮し、かつ、当該漁業資源の管理のために生態系を重視する取組方法を実施して、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて措置を採択すること。

(b)　漁業資源の持続可能な利用に応じた漁獲活動の水準を確保するための措置をとること。

(c)　十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期し、又はとらない理由としてはならず、行動規範及び千九百九十五年条約に従って予防的な取組方法を適用すること。

(d)　最大持続生産量を実現することができる水準に漁業資源が維持され、及び枯渇した漁業資源が当該水準まで回復するように漁業資源を管理すること。

(e)　漁獲の慣行及び管理措置については、漁獲活動が海洋環境に及ぼすおそれのある有害な影響を最小限にする必要性に十分な考慮を払うこと。

(f)　海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(g)　この協定の締約国であり、かつ、区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の特別な要請を十分に認識すること。

第五条　締約国会議

1　締約国は、この協定の実施に関する事項を検討し、及び関連する全ての決定を行うために定期的に会合する。

2　締約国会議の通常会合は、締約国会議が別段の決定をしない限り、少なくとも年一回、実行可能な範囲で南西インド洋漁業委員会の会合と連続して行う。また、締約国は、必要と認める場合には、特別会合を開催することができる。

3　締約国会議は、その手続規則及びその補助機関の手続規則をコンセンサス方式によって採択し、及び改正する。

4　締約国は、締約国会議の第一回会合において、締約国会議の運営及び任務の遂行のための予算並びにそれに付随する財政規則の採択について検討する。財政規則には、予算に対する各締約国の分担金の額を決定するための基準を定める。当該基準を定めるに当たっては、開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）である締約国の経済的状況を十分に考慮し、かつ、区域における漁獲から利益を得る締約国が予算に対する相応の割当分を負担することを確保する。

第六条　締約国会議の任務

1　締約国会議は、次のことを行う。

(a)　漁業資源の状態（豊度及び開発の水準を含む。）を検討すること。

(b)　漁業資源及び区域に隣接する国の管轄の下にある水域内に存在するストラドリング魚類資源に関し、必要に応じて調査活動（投棄された漁獲物及び漁獲が海洋環境に及ぼす影響に係るものを含む。）を促進し、及び適当な場合には調整すること。

(c)　区域の環境上及び海洋学上の特性、漁獲以外の人間の活動並びに環境要因を考慮して、漁獲が漁業資源及び海洋環境に及ぼす影響を評価すること。

(d)　入手可能な最良の科学的証拠に基づき、海洋の生物の多様性を保全する必要性を考慮して、漁業資源の長期的な持続可能性を確保するために必要な保存管理措置を作成し、及び採択すること。

(e)　漁獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告される国際的な最低限度の基準を採択すること。

(f)　科学的及び統計的データの収集及び検証並びに提出、公表、配布及び利用についての規則を作成すること。

(g)　区域に隣接する国の管轄の下にある水域内に存在するストラドリング魚類資源に関する保存管理措置と締約国会議が採択する漁業資源に関する措置とが一貫性のあるものであることを確保するため、締約国間の協力及び調整を促進すること。

(h)　締約国会議が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、漁獲活動の監視、規制及び監督に関する規則及び手続（適当な場合には、船舶の監視を含む検証のための制度並びに区域において操業する船舶への乗船及び当該船舶に対する検査に関する規則を含む。）を作成すること。

(i)　違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための措置を作成し、及び監視すること。